

大豆の播種前入札取引に係る買い手登録者遵守事項

公益財団法人日本特産農産物協会
制 定 平成 29 年 2 月 2 日付け 28 特農協第 172 号
一部改正 平成 30 年 1 月 18 日付け 29 特農協第 185 号
一部改正 令和 2 年 12 月 23 日付け 2 特農協第 234 号
一部改正 令和 4 年 2 月 21 日付け 3 特農協第 198 号

1 目的

この遵守事項は、公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）が行う国産大豆の播種前入札取引に関し、「大豆の入札取引に係る業務規程」（以下「基本規程」という。）及び「大豆の播種前入札取引に係る業務規程」（以下「播種前規程」という。）の関係規定に基づき、協会理事長が定める業務の実施に必要な書類の様式その他の事務手続き等を示すとともに、基本規程及び播種前規程で定めた事項のうち、大豆の買受けを行うため協会に登録して入札取引に参加する者（以下「買い手」という。）に対し、内容を承知のうえ、遵守していただく必要がある事項を整理して解説したものです。

2 取引の参加資格（播種前規程第 4 条関係）

大豆の販売を業とする者（以下「販売業者」という。）、大豆を原料とする加工品等の製造を業とする者（以下「加工業者」という。）又はこれらの者が組織する法人は、収穫後に実施される従来の入札取引（以下「収穫後入札取引」という。）に係る登録申請とは別に、大豆の年産ごとに協会に買い手登録申請し、協会の承認・登録を受けることにより、播種前入札取引における大豆の買い手として入札に参加することができます。

なお、複数の者が組織する法人の場合は、法律の規定に基づいて共同事業を行うことを目的とし、当該共同事業に、加工業者が組織する場合にあっては大豆を原料とする加工品の製造又は原料大豆の購買に係る事業、販売業者が組織する場合にあっては大豆の販売に係る事業を含み、かつ当該共同事業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外の対象になる場合に限ります。

3 登録申請に必要な書類の提出（播種前規程第 5 条関係）

- (1) 登録申請は、年産ごとに行う必要があります。登録申請者は、毎年、2 月中下旬から 3 月中下旬（具体的期日は、毎年、協会が定めて公表します。）の間に、次の書類を協会に提出してください。

なお、前年産の播種前入札取引又は収穫後入札取引で買い手登録した者が登録申請する際、書類の内容に前年産の登録時から特段の変化・変更がない場合は、※印を付した書類の提出は不要とします。

ア 落札大豆の利用目的に応じ、大豆の利用状況、販売先等を明らかにする次の書類

(ア) 加工業者又は複数の加工業者が組織する法人が、落札大豆を原料として自ら大豆加工品を製造することを目的とする場合

- ①播種前入札取引買い手登録申請書（別紙様式第1号-A）
- ②大豆加工品製造向けの原料大豆使用実績（直近3か年度分）及び見込み（入札実施年度及びその次年度分）（別紙様式第2号-A）

(イ) 販売業者又は複数の販売業者が組織する法人が、加工業者又は複数の加工業者が組織する共同加工事業若しくは原料大豆の共同購買事業を行う法人（以下、これらの者をまとめて「加工業者等」と、共同購買事業を行う法人を「共同購買法人」という。）に落札大豆を販売することを目的とする場合（以下、当該申請者を「問屋等」という。）

- ①播種前入札取引買い手登録申請書（別紙様式第1号-B）
- ②落札大豆の販売予定先加工業者等に係るリスト（別紙様式第2号-B）
- ③共同購買法人の共同購買事業参加者に係るリスト（上記②のリストに共同購買法人を記載する場合のみ）（別紙様式第2号別添様式）

(ウ) 共同購買法人が自ら入札に参加する場合

- ①播種前入札取引買い手登録申請書（別紙様式第1号-C）
- ②大豆加工品製造向けの原料大豆共同購買実績（直近3か年度分）及び見込み（入札実施年度及びその次年度分）（別紙様式第2号-C）
- ③共同購買事業参加者に係るリスト（別紙様式第2号別添様式）

イ 全ての申請者に共通して提出していただく次の書類

- ①大豆播種前入札取引買い手登録者届出事項一覧表（別紙様式第3号）
- ②入札保証金返還用振込口座届（別紙様式第4号）※

ウ 申請者の組織形態に応じ、事業内容、収支状況等を明らかにする次の書類

(ア) 申請者が法人の場合

- ①法人の定款等（事業内容に大豆の販売又は加工が含まれている必要があります。） ※
- ②法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※
- ③法人の直近事業年度の事業収支状況及び事業用資産に関する資料（決算書類（貸借対照表、損益計算書等））
- ④国税庁が発立登記法人に発行した法人番号指定通知書の写し又はこれに替わる法人番号が記載された書類（12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字（チェックデジット）で構成される13桁の番号が記載されたものに限る。） ※

(イ) 申請者が個人の場合

- ①申請者の住民票（申請者の氏名、住所を証する書類）※
- ②申請者の履歴書 ※
- ③申請者の最近の財産状態を明らかにする書類（所得証明書、課税証明書、預金残高証明書等）

(2) 同一法人で本店、支店等異なる 2 以上の事業所ごとに買い手登録して入札取引に参加する場合は、播種前入札取引買い手登録申請書（別紙様式第 1 号—A、B 又は C）の登録申請する事業所の名称欄に必要事項を記入し、法人代表者名義で事業所ごとに別葉の申請書を提出してください。

(3) 同一産地品種銘柄に対し実質的に複数の価格・数量の組合せによる入札が可能となる以下のような登録申請は、受け付けることができません。これらに該当する申請があった場合は、受付を留保したうえで関係者間の調整をお願いし、その結果に基づき、修正した内容での再申請又は申請の取り下げをお願いすることとなりますので、ご注意ください。

- ①問屋等が提出した落札大豆販売予定先加工業者リスト又は共同購買事業参加者リストに、一の法人の複数事業所名が記入されていた場合
- ②加工業者等が自ら買い手登録申請し、かつ、他の申請者から提出された落札大豆販売予定先加工業者リスト又は共同購買事業参加者リストにも当該加工業者名が記入されていた場合

(4) 登録後、登録申請事項について変更が生じた場合、合併や有限会社から株式会社への転換等会社組織の変更等がある場合は、速やかに協会に連絡し、協会の指示に従って所要の変更手続きを行ってください。

4 申請に関する審査結果の通知（播種前規程第 5 条関係）

協会は、登録申請書類の内容について審査のうえ、当該申請者が参加資格を満たしていると判断した場合は、文書にてその旨を通知するとともに、登録料支払いに関するご案内をします。

5 登録料の支払い（播種前規程第 5 条関係）

登録料（1 万円）は、協会が指定する預金口座に、所定の期限までに振り込んでください。なお、登録料の振込先の口座は 12 の入札保証金を預託する口座とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

登録料は、協会が行う大豆の入札取引の運営に係る経費の一部に充当します。

6 買い手登録及びID・パスワードの通知（播種前規程第5条関係） 協会は、買い手登録申請者ごとに、登録料が支払われていることを確認した後、当該申請者を当該年産播種前入札取引の買い手として登録簿に登録するとともに、その旨を書面で通知します。

また、協会は、登録者ごとに登録者ID及びパスワードを設定し、上記登録通知に併せて通知します。登録者は、登録者ID及びパスワードを使って、協会が開設する登録者限定のインターネットホームページ（登録者限定ページ）にアクセスし、閲覧することができます。なお、登録者は、自己の登録者ID及びパスワードを他の登録者等第三者に漏らすことがないよう適切に管理する義務があります。

入札取引の日程、上場情報等に関する各種通知等のサービスは、上記手続きが終了した後に開始します。

7 登録者名の公表（播種前規程第6条関係）

協会は、登録作業終了後、速やかに買い手登録者名を、協会のインターネットホームページに掲載して一般に公表します。

8 売り手への与信情報の提供

売り手登録者から、買い手登録者に関する与信情報を提供するよう文書にて要請があった場合、売り手登録者に対し当該情報を適切に管理するよう条件を付したうえ、上記申請書類のうち次の書類の全部又は一部について、その写しを提供することがあります。なお、提供した場合には、その旨を当該買い手登録者に通知します。

- ①買い手登録申請書
- ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
- ③申請者の住民票（個人の場合）

9 入札取引の実施予定に関する通知（播種前規程第8条関係）

播種前入札は毎年1回、4月下旬に実施します。協会は、毎年3月20日までに入札取引の具体的実施期日を定め、買い手にメールで通知するとともに、協会のインターネットホームページに掲載して公表します。

10 上場情報に関する通知（播種前規程第8条及び第12条関係）

協会は、売り手からの上場申し出に基づいて、上場情報を整理した資料（上場情報書）及び入札票を作成するとともに参考情報を取りまとめ、4月上旬に登録者に電子メールにて通知（電子ファイルを添付）するとともに、協会ホームページの登録者限定ページに掲載します。

11 買受け申込み関係書類の提出（買い手登録者が問屋等の場合のみ）（播種前規程第 13 条関係）

買い手登録者のうち問屋等に限っては、落札大豆の販売予定先である各加工業者等（以下、「販売予定先加工業者等」という。）に対し買受け申込み関係書類（別紙様式 5 号）を作成するよう指示し、受領・取りまとめのうえ、入札実施期日の 7 日前までに協会に提出する必要があります。

なお、買受け申込み関係書類を提出する販売予定先加工業者等は、登録申請時に提出した落札大豆販売予定先加工業者リストに掲載された者でなければなりません（この時点でリストへの追加はできません。）。

また、複数の問屋等から同一の販売予定先加工業者等による買受け申込み関係書類が提出され、かつ、同一の産地品種銘柄等区分に対し重複する買付委託があった場合、これに従って入札申込みを行うと、いずれの問屋等の入札も無効札扱いとなります。このため、問屋等におかれては、落札大豆販売予定先に買受け申込み関係書類の作成を指示するに当たっては、複数の問屋等に同一産地品種銘柄等区分に対する入札依頼をすることはできないことを、十分に説明していただくようお願いします（17 の（2）の⑥参照）。

さらに、播種前入札取引は、入札から落札大豆の販売完了までに要する期間が最長 15 か月と長期にわたり、過去に落札後の販売予定先加工業者等の経営破綻等により落札大豆の販売が困難となる事例が発生していることに鑑み、問屋等におかれては、入札前及び落札後における販売予定先加工業者等の経営状況の把握・分析等適時・的確な与信管理に努めていただくようお願いします。

12 入札保証金の預託（播種前規程第 17 条及び第 25 条関係）

買い手登録者は、播種前入札取引に先立ち、収穫後入札取引の入札保証金とは別に、所要の入札保証金を、協会が指定する預金口座に予め入金することにより、協会に預託する必要があります。入札保証金が預託されていない場合、あるいは預託された金額が所要金額に対して不足する場合は、入札申込み内容の全てが無効となります。

具体的には、買い手（入札者）の入札金額（産地品種銘柄等区分ごとの入札価格×入札数量の総計）と入札保証金額を照合し、入札保証金額が入札金額の 10 分の 1 に満たない場合は、当該入札申込みは全て無効となります（換言すれば、入札申し込みは、総入札金額が入札保証金預託額の 10 倍を超えない範囲で行わなければなりません。）。

協会は、入札実施期日の前日（休日・祝日の場合は、協会が入札保証金振込先として指定した金融機関の入札実施期日以前の直近の営業日）の午後 3 時以降に、買い手ごとの入札保証金の額を確認します。この確認日の金融機関営業時間外や入札実施期日当日に振り込んでも、入札保証金として取り扱うことはできませんのでご注意ください。

13 入札申込みの方法（播種前規程第 14 条及び第 15 条関係）

買い手登録者（入札者）は、次に示す方法により入札申込みを行います。

（1）申込みの日時及び方法

入札申込みは、入札取引実施日の午前 10 時から 12 時（正午）までの間に、協会ホームページの登録者限定ページからダウンロードした入札票電子ファイルに必要事項を入力し、その電子ファイルを播種前入札取引専用メールアドレス宛てにメール送信することにより行います（ファクシミリによる受付は行いません）。

（2）入札票に記入すべき事項

ア 入札者に関する事項

入札票の所定の欄に、入札者の名称及び買い手登録者番号を明記してください。なお、入札者の名称及び買い手登録者番号は、上記 6 の買い手登録通知の記載に従ってください。

イ 販売予定先に関する事項（入札者が問屋等の場合のみ）

買い手登録者が問屋等である場合に限っては、入札票の所定の欄に、当該入札申込みに係る販売予定先加工業者等の名称を明記する必要があります。

なお、入札票に記載する販売予定先加工業者等は、上記 11 の買受け申込み関係書類を提出した者でなければなりません。また、販売予定先加工業者等が複数にわたる場合は、それぞれ別葉の入札票としてください。一の入札票に複数の販売予定先加工業者等の名称を記載すること（複数の買受け先の連名による入札申込み）はできません。

ウ 入札申込み事項

入札票に記載された産地品種銘柄等区分（同一産地品種銘柄で産地を複数の地域に分割して上場している場合は当該区分、以下同様。）のうち、入札申込みを行う区分ごとに、1 種類の入札申込み数量及び入札申込み価格の組合せで記入してください（一の入札票において、1 つの産地品種銘柄等区分について入札申込み数量を複数に分け、それぞれに異なる入札申込み価格を設定することはできません。）。

具体的な設定・記入方法は、以下のとおりです。

- ①入札申込み数量：9.9 トン（1 俵 60kg の場合 165 俵）を一口とする任意の口数単位で申し込むものとし、整数で設定し、算用数字で明瞭に記入してください。

一の入札票を用いて申し込むことができる数量の下限は 1 口とし、上限は産地品種銘柄等区分ごとに上場数量までです（問屋等が複数の販売予定先加工業者等に係る入札申込みを行う場合は、別葉の入札票で申し込むので、上限は販売予定先加工業者等ごとに上場数量までとなります。）。

なお、加工業者等が、同一法人の複数事業所で買い手登録し、これらの複数事務所から同一産地品種銘柄等区分に入札申し込みを行う場合は、各事務所の申し込み数量の合計をもって当該法人の入札申し込み数量とみなしますので、これが上場数量を超えることがないようにご注意ください。

- ②入札申し込み価格：60kg 当たり包装代込み産地倉庫戸前渡し価格（消費税は含まない。）とし、10 円単位（末尾の数字が 0）で設定し、算用数字で明瞭に記入してください。

14 入札手数料の負担（播種前規程第 27 条関係）

入札者には、入札手数料として、入札数量 1 口当たり 330 円をご負担いただきます。入札手数料の納付は、協会から各入札者に対し入札保証金返還時に請求額を連絡し、預託金から当該請求額を差し引いた額を返還する方法によることとします。

15 入札における禁止事項（播種前規程第 16 条及び第 18 条関係）

入札取引においては、買い手登録者による次の行為が禁止されています。禁止行為を行っていることが判明した場合、協会は、取引監視委員会の報告に基づき、当該入札を不正な行為に係る入札として無効とするほか、入札取引委員会に報告し、その審議結果に基づいて当該登録者に対する入札取引への参加の制限、当該行為を行った者及び事実関係の公表等を行います。

- ①他の買い手と共同して入札価格を設定し、入札すること
- ②売り手が不正に漏らした落札下限価格を予め知った上で入札価格を設定し、入札すること
- ③売り手又は売り手に販売を委託した者の意向に沿って入札価格又は入札数量を設定し、入札すること
- ④自らが売り手として上場した大豆、又は自らが売り手に販売を委託した大豆に入札すること
- ⑤法人である買い手の役員が、売り手の大豆取引業務担当役員又は職員を兼務している場合に、当該売り手が上場した大豆に入札すること
- ⑥その他入札における公正な価格の形成を妨げる入札を行うこと

16 受付けることができない入札申込み（播種前規程第 19 条関係）

次のような入札申し込みがあった場合、当該入札申し込みを受け付けることはできません。

- ①入札票の協会への到達日時が、所定の日時（入札実施日の午前 10 時から 12 時（正午））以外であった場合（事前、事後とも）
- ②入札票ファイルを電子メール添付以外の方法（郵送、ファクシミリ等）で送付した場合

- ③当該年産用として協会が配付した入札票以外の書類を用いて入札した場合
- ④入札票に入札者の名称若しくは登録番号の記載がない又は記載が不明瞭で入札者を特定できない場合
- ⑤協会が当該入札者又は販売予定先加工業者等に対し入札取引への参加制限を課しており、その制限に反する場合

17 無効な入札申込み（播種前規程第 19 条関係）

（1）入札票全体が無効となる場合

次のような入札申し込みがあった場合、当該入札票の全ての記入内容を無効なものとし、落札処理対象から除外します。なお、⑤について落札後に無効となる事実が判明した場合は、落札結果通知後であっても当該落札は無効となります。

- ①入札金額の合計が入札保証金額の 10 倍を超える場合
- ②問屋等が入札申込みを行う場合、入札票に加工業者等の名称が記載されていない又は特定できない場合（一の入札票において、複数の販売予定先加工業者等を連名で記入した場合を含みます。）
- ③問屋等が入札申込みを行う場合、入札票に買受け関係書類未提出の販売予定先加工業者等の名称が記入されていた場合
- ④問屋等が入札申込みを行う場合、販売予定先加工業者リストに掲載されていない者から提出された買受け関係書類に基づいて入札した場合（換言すれば、入札票に記入された販売予定先加工業者等の名称が、登録申請時に提出した販売予定先加工業者リストに掲載されていない場合です。）
- ⑤問屋等が入札申込みを行う場合、販売予定先加工業者等から提出された買受け申込み関係書類に虚偽記載があると認められる場合

（2）入札申込み内容の一部が無効となる場合

次のような入札申し込みがあった場合は、該当する事項に係る産地品種銘柄等区分に対する入札申込みを無効なものとし、落札処理対象から除外します。

- ①入札申込み数量若しくは入札申込み価格の記入が、算用数字でない又は不明瞭で判別できない場合（二本線で抹消する等により書き直し・訂正をした場合を含みます。）
- ②入札申込み数量（口数）が整数でない場合
- ③1 つの産地品種銘柄等区分に対する入札申込み数量（口数）を複数に分割して入札申込みを行った場合（問屋等が複数の販売予定先加工業者等からの依頼を受けて入札申込みを行う場合は、販売予定先加工業者等ごとに、1 つの産地品種銘柄等区分に対し 1 つの入札申込み数量を設定することができます。）
- ④1 つの産地品種銘柄等区分について、当該区分の上場数量を超える数量で入札申込みを行った場合（ただし、問屋等による入札申込みにおいては、販売予定先加工業者等ごとの入札申込み数量が上場数量を超えている場合、1 法人・複数事

業所で登録した加工業者による複数事務所からの入札申込みにおいては、各事務所の入札申込み数量の合計が上場数量を超えている場合となります。)

- ⑤1つの産地品種銘柄等区分に対する入札申込み価格を複数設定して入札申込みを行った場合（問屋等が複数の販売予定先加工業者等からの依頼を受けて入札申込みを行う場合は、販売予定先加工業者等ごとに、1つの産地品種銘柄等区分に対し1つの入札申込み価格を設定することができます。）
- ⑥複数の問屋等から同一の販売予定先加工業者等に係る入札申込みがあり、かつ、当該申込みが同一産地品種銘柄等区分に対するものであった場合
- ⑦取引監視委員会が不正な行為に係る入札であると認めた場合

(3) その他

入札価格の末尾の数字が 0 でない場合（10 円単位ではなく 1 円単位で設定）は、事前に当該入札者に特段の断りを入れることなく、10 円未満を切り捨てた額をもって入札価格とみなし、落札処理を行います。

18 落札者の決定方法（播種前規程第 20 条関係）

協会は、次のような方法で落札処理を行い、落札者及び落札口数を決定します。

- ①産地品種銘柄等区分ごとに、上場総口数の範囲内で、落札下限価格以上の入札申込み価格による入札者のうち、高い入札価格の者から順に落札者を決定します。
- ②上記①の落札処理をした結果、最も低い入札申込み価格の落札者の入札申込み口数が、上場口数と上位価格による既落札口数の累計値との差を上回る場合は、落札口数はこの差分となります。
- ③入札総口数が上場口数を上回り、最も低い入札申込み価格による落札候補者（同一入札申込み価格の者）が複数いる場合は、全ての落札候補者の入札申込み口数を対象として、上位価格による既落札口数の累計値を含む落札総口数が上場総口数に達するまで、一口ごとに無作為抽出を繰り返し行うことにより落札口の配分先を決定し、落札候補者ごとの落札口数を決定します。

19 落札結果の通知（播種前規程第 20 条関係）

協会は、落札処理結果を整理した後、入札に参加した登録者に対し、入札申込みのあった産地品種銘柄等区分ごとの落札結果をファクシミリで通知します。なお、当該落札結果の通知日は、原則として入札取引実施日の 3 日後です。

20 入札取引結果の公表（播種前規程第 24 条関係）

協会は、入札取引結果から産地品種銘柄別の上場数量、落札数量及び平均落札価格を集計し、入札実施年の 4 月末に報道関係に公表するとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

登録者には、電子メールでホームページに掲載した旨を通知します。

21 播種前売買契約の締結（播種前規程第 21 条関係）

上記 19 の落札結果通知により落札した大豆がある買い手（落札者）に対しては、別途、当該落札大豆の売り手（全農の場合は、業務代行者である株式会社アグリネットサービス）から播種前売買契約締結の案内があるので、当該年の 6 月 30 日までに、売り手と同契約を締結し、売買価格、売買数量、確定売買契約の締結時期、受渡し時期、品位指定の有無等の基本的な売買条件を取り決める必要があります。

なお、落札者が問屋等である場合は、売り手及び買い手（問屋等自身）のほか、入札票に記入した販売予定先加工業者等に、落札大豆の買受け先の立場で契約に必ず参加していただき、これら 3 者で契約を締結していただく必要があります。

22 播種前売買契約を締結しなかった場合の入札保証金の帰属（播種前規程第 26 条関係）

落札者が、所定の期日（入札実施年の 6 月 30 日）までに播種前売買契約（問屋等の場合は販売先予定先加工業者等を含む 3 者契約）を締結しなかった場合、当該落札結果は効力を失うとともに、当該落札に対応する落札金額の 10 分の 1 の金額は、協会及び売り手に帰属します。協会は、当該落札者から協会に預託されている入札保証金からこの金額を徴収します。

23 入札保証金の返還（播種前規程第 25 条関係）

協会は、落札があった買い手登録者については、5 月末及び 6 月末時点の播種前売買契約の締結状況を売り手からの報告により確認し、契約締結済みの買い手に対し入札保証金を返還します。返還額は、預託額から上記 14 の入札手数料を差し引いた額となります（ただし、上記 22 に該当する場合は、さらに所要の徴収額を差し引いた金額となります。）。上記以外の買い手登録者（落札がなかった者）の入札保証金については、入札取引終了後、速やかに返還します。返還額は、入札申込みを行わなかった者にとっては預託額（全額）、入札申込みがあった者にとっては預託額から 14 の入札手数料を差し引いた額となります。

協会は、入札保証金の返還に先立ち、各買い手登録者に対して入札保証金の預託額、入札手数料等の差引徴収額、返還額及び返還先の金融機関・口座を記載した入札保証金確認通知書を送付し、買い手登録者から記載内容に間違いがないことを確認した旨の回答があり次第、入札保証金を返還先口座に振り込むとともに、入札保証金の返還及び入札手数料の徴収を行った旨を文書で通知します。

なお、入札保証金返還時に利息等の法定果実は付けません。また、収穫後入札取引で行っている当年産入札保証金の次年産入札取引への充当（繰越し）の扱いは行いません。

24 確定売買契約の締結（播種前規程第 22 条関係）

売り手及び買い手（落札者）は、播種前売買契約で定めた確定売買契約締結時期（取引対象大豆の農産物検査の受検が終了し、倉庫への入庫が完了した段階以降、翌年の 5 月 31 日までの間）に確定売買契約を締結し、播種前売買契約で定めた基本的な売買条件に加え、粒区分、品位区分、受渡し場所、受渡し期限、荷姿、その他付帯事項等を含む詳細かつ具体的な売買条件を取り決める必要があります。

なお、受渡し期限は、確定売買契約の締結日から 2 か月以内で設定する必要があります。

問屋等が販売予定先加工業者等から買付委託を受けて落札した大豆について、確定売買契約の締結前に、販売予定先加工業者等の経営破綻等やむを得ない事情により同契約の締結が困難と見込まれる状況に至った場合は、問屋等は速やかにその状況を売り手に報告してください。当該問題が発生した場合の対処方法は、個別の状況にもよりますが、播種前売買契約を契約当事者間で合意解約することにより問題解決を図ることが望ましいと考えます。

25 落札大豆の代金決済及び受渡し（播種前規程第 23 条及び第 27 条関係）

落札大豆の受渡し期限が到来する前に、代金決済機関（売り手が全農の場合は株式会社アグリネットサービス、売り手が全集連の場合は全集連）から落札者に対して、代金決済、受渡し等の確認に関する通知がありますので、指示に従って代金決済を行うとともに荷渡指図書発行を依頼し、受渡し期日までに倉庫に赴いて荷渡指図書と引き換えで落札大豆の引き取りを行ってください。

なお、代金決済機関が落札者に請求する金額は、落札価格に買い手が協会に支払う運営拠出金（大豆 60kg 当たり 1 円）及び消費税を加えた額となります。

確定売買契約締結後、代金決済完了前に、販売予定先加工業者等の経営破綻等やむを得ない事情により販売予定先への落札大豆の販売が困難と見込まれる状況に至った場合は、問屋等は速やかにその状況を売り手に報告してください。当該問題が発生した場合の対処方法は、個別の状況にもよりますが、播種前売買契約及び確定売買契約を契約当事者間で合意解約することにより問題解決を図ることが望ましいと考えられます。

また、代金決済完了後に同様の問題が発生し、売り手・販売業者双方の債務が履行され、契約関係は終了している場合にあっても、当該大豆の取扱いが販売予定先加工業者等以外の者への転売等播種前規程及び遵守事項の規定に抵触していないか事前に確認する必要があるため、問屋等は速やかにその状況を協会及び売り手に報告してください。

26 入札取引への参加制限（播種前規程第 28 条関係）

協会は、買い手（問屋等が落札した大豆の買受け先として3者契約の当事者となった販売予定先加工業者等を含む。）が、以下のような行為をした場合は、当該買い手に対し説明又は資料提出を求めたうえ、正当な理由がない場合は、大豆入札取引委員会の議決を経て、入札取引（収穫後入札取引を含む。）への参加制限を課すことがあります。

- ①公正な価格形成を妨げる行為を行った場合
- ②期限までに必要な契約を締結しない場合
- ③落札大豆の代金決済及び引取りを確実に行わない場合
- ④問屋等が、落札大豆を、買受け先として播種前売買契約に参加した販売予定先加工業者等以外の者に転売した場合
- ⑤加工業者等が、播種前入札取引において自ら落札した大豆又は問屋等から買受けた大豆を、自らの加工品製造業務に使用せず（共同購買法人にあっては共同購買事業参加者に販売せず）、第三者に転売した場合
- ⑥共同購買法人の共同購買事業参加者が、共同購買した大豆を自らの加工品製造業務に使用せず、第三者に転売した場合

27 落札大豆の品質等に関するクレーム（基本規程第41条及び第42条関係）

落札大豆の受渡しの後、落札者（問屋等である場合は、買受け先の加工業者等を含む。）が、当該大豆の品質等が上場時又は契約時に提示された品質等と合致していないと判断した場合は、原則として売り手と買い手（買い手が問屋等である場合は、買受け先の加工業者等を含む。）の協議により問題を解決するものとします。

28 免責（基本規程第42条関係）

入札取引において買い手が何らかの損害や不利益を被った場合、その原因が協会による重大な過失や故意の行為にあったと認められる場合を除き、協会はその責を負いません。

29 規程等の改正・変更（基本規程第43条及び播種前規程第29条関係）

協会は、基本規程、播種前規程、大豆の播種前入札取引に係る遵守事項、その他事務手続きに関する諸規定を改正・変更（又は制定）することがあります。また、適正な価格形成を図るために必要な場合は、播種前規程で定めた事項に関し調整措置を講じることがあります。協会は、当該改正・変更等があった場合は、登録者にその旨をお知らせします。

播種前入札取引買い手登録申請書(加工業者用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本特産農産物協会 理事長 雨宮 宏司 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者役職・氏名



貴協会の大豆の播種前入札取引に係る業務規程第5条の規定に基づき、播種前入札取引の取引場において大豆を買い受けることについて貴協会の登録を受けたいので、下記1～3の事項を遵守することに同意し、下記4の資料を添えて申請します。

記

- 1 貴協会が実施する大豆の播種前入札取引に参加するに当たっては、貴協会が定めた「大豆の入札取引に係る業務規程」、「大豆の播種前入札取引に係る業務規程」及び「大豆の播種前入札取引に係る買い手登録者遵守事項」の規定並びに協会からの指示事項を遵守すること。
- 2 入札に参加した結果、落札決定通知を受けた大豆について、所定の期日までに当該大豆を上場した売り手との間で播種前売買契約及び確定売買契約を締結し、所定の受渡し期限までに確実に代金を支払い、引き取ること。
- 3 落札大豆は、専ら自らが行う大豆加工品製造用原料として使用すること。
- 4 添付資料(※の資料は前年産の登録者で変更がない場合は省略可)
 - (1) 大豆加工品製造向けの原料大豆使用実績及び見込み
 - (2) 申請書の代表者印欄に押印した印に係る印鑑証明書 ※
 - (3) 播種前入札取引買い手登録者届出事項一覧表
 - (4) 入札保証金返還用振込口座届 ※
 - (5) 事業内容、収支状況等に関する書類(申請者の組織形態に応じたもの) ※(収支状況等に関する書類は省略不可)

【1法人・複数事業所登録を行う場合(該当する場合のみ記入)】

1 法人で2以上の事業所を登録申請する場合は、下欄に登録申請する事業所の名称を「〇〇株式会社〇〇支店」等と記入し、法人代表者名義で事業所ごとに別葉の申請書を提出してください。

別紙様式第1号-B(3-(1)-ア-(イ)-①関係)

登録申請する事業所の名称	
--------------	--

播種前入札取引買い手登録申請書(問屋等用)

令和 年 月 日

公益財団法人公益財団法人日本特産農産物協会 理事長 雨宮 宏司 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者役職・氏名



貴協会の大豆の播種前入札取引に係る業務規程第5条の規定に基づき、播種前入札取引の取引場において大豆を買い受けることについて貴協会の登録を受けたいので、下記1～3の事項を遵守することに同意し、下記4の資料を添えて申請します。

記

- 1 貴協会が実施する大豆の播種前入札取引に参加するに当たっては、貴協会が定めた「大豆の入札取引に係る業務規程」、「大豆の播種前入札取引に係る業務規程」及び「大豆の播種前入札取引に係る買い手登録者遵守事項」の規定並びに協会からの指示事項を遵守すること。
- 2 入札に参加した結果、落札決定通知を受けた大豆について、所定の期日までに当該大豆を上場した売り手との間で播種前売買契約及び確定売買契約を締結し、所定の受渡し期限までに確実に代金を支払い、引き取ること。
- 3 落札大豆は、必ず事前に落札大豆の販売予定先として届け出た大豆加工業者に販売すること。
- 4 添付資料（※印の資料は前年産の登録者で変更がない場合は省略可）
 - (1) 落札大豆の販売予定先加工業者に係るリスト
(上記リストに共同購買法人を含む場合は、共同購買事業参加者に係るリストも添付)
 - (2) 申請書の代表者印欄に押印した印に係る印鑑証明書 ※
 - (3) 播種前入札取引買い手登録者届出事項一覧表
 - (4) 入札保証金返還用振込口座届 ※
 - (5) 事業内容、収支状況等に関する書類（申請者の組織形態に応じたもの） ※（収支状況等に関する書類は省略不可）

【1法人・複数事業所登録を行う場合（該当する場合のみ記入）】

1 法人で2以上の事業所を登録申請する場合は、下欄に登録申請する事業所の名称を「〇〇株式会社 〇〇支店」等と記入し、法人代表者名義で事業所ごとに別葉の申請書で申請する。

別紙様式第1号-C(3-(1)-ア-(ウ)-①関係)

登録申請する事業所の名称	
--------------	--

播種前入札取引買い手登録申請書(共同購買法人用)

令和 年 月 日

公益財団法人日本特産農産物協会 理事長 雨宮 宏司 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者役職・氏名



貴協会の大豆の播種前入札取引に係る業務規程第5条の規定に基づき、播種前入札取引の取引場において大豆を買い受けることについて貴協会の登録を受けたいので、下記1～3の事項を遵守することに同意し、下記4の資料を添えて申請します。

記

- 1 貴協会が実施する大豆の播種前入札取引に参加するに当たっては、貴協会が定めた「大豆の入札取引に係る業務規程」、「大豆の播種前入札取引に係る業務規程」及び「大豆の播種前入札取引に係る買い手登録者遵守事項」の規定並びに協会からの指示事項を遵守すること。
- 2 入札に参加した結果、落札決定通知を受けた大豆について、所定の期日までに当該大豆を上場した売り手との間で播種前売買契約及び確定売買契約を締結し、所定の受渡し期限までに確実に代金を支払い、引き取ること。
- 3 落札大豆は、必ず事前に共同購買事業参加者として届け出た当法人の構成員である大豆加工業者に販売すること。
- 4 添付資料（※印の資料は前年産の登録者で変更がない場合は省略可）
 - (1) 大豆加工品製造向けの原料大豆共同購買実績及び見込み
 - (2) 共同購買事業参加者に係るリスト
 - (3) 申請書の代表者印欄に押印した印に係る印鑑証明書 ※
 - (4) 播種前入札取引買い手登録者届出事項一覧表
 - (5) 入札保証金返還用振込口座届 ※
 - (6) 事業内容、収支状況等に関する書類（申請者の組織形態に応じたもの）※（収支状況等に関する書類は省略不可）

【1法人・複数事業所登録を行う場合（該当する場合のみ記入）】

1 法人で2以上の事業所を登録申請する場合は、下欄に登録申請する事業所の名称を「〇〇株式会社〇〇支店」等と記入し、法人代表者名義で事業所ごとに別葉の申請書で申請する。

登録申請する事業所の名称	
--------------	--

大豆加工品製造向けの原料大豆使用実績及び見込み(加工業者用)

登録申請者名：

(単位：トン)

		原料大豆使用量		大豆加工品の種類
		総使用量	うち国産大豆	
使用実績	平成 年			
	令和 年			
	令和 年			
使用見込み	入札対象年 (令和 年)			
	上記の次の年 (令和 年)			

【記入上の注意】

- 1 申請者自らが大豆加工品の製造に使用した原料大豆の使用実績を記入してください。
- 2 過去の使用実績の欄には、直近3か年の年次を記入したうえ、当該年次の使用実績を記入してください。
なお、年次の取り方は暦年、決算年次のいずれでも差し支えありません。
- 3 使用量は大まかな数値で差し支えありません。
- 4 大豆加工品の種類の欄は、自社で製造する大豆加工品の種類を、豆腐、油揚げ、凍り豆腐、納豆、煮豆、総菜、味噌、醤油、きな粉、豆乳等と記入してください。複数の種類に及ぶ大豆加工品を製造している場合は多い順に列記してください(加工品の種類ごとの使用量内訳は不要です)。

落札大豆の販売予定先大豆加工品製造業者リスト(問屋等用)

登録申請者名：

No	販売予定先大豆加工品製造業者名	法人番号	所在地	大豆加工品の種類
1				

【記入上の注意】

- Noの欄は、算用数字で整理番号を記入してください。
- 販売予定先大豆加工品製造業者名の欄は、登録申請者が落札大豆の販売予定先としている大豆加工品製造業者名を、事前に相手の了解を得たうえ、登記された法人名で正確に記入してください。なお、一の販売予定先法人について複数事業所名を記入することはできません。
- 法人番号の欄は、国税庁から指定を受けた設立登記法人に係る法人番号（12桁の基礎番号及び1桁の検査用数字（チェックデジット）で構成される13桁の番号）を正確に記入してください。
- 所在地の欄は、販売予定先大豆加工品製造業者の本店又は主たる事務所の所在地（都道府県及び市町村まで）を記入してください。
- 大豆加工品の種類の欄は、販売予定先大豆加工品製造業者が製造している大豆加工品の種類を、豆腐、油揚げ、凍り豆腐、納豆、煮豆、総菜、味噌、醤油、きな粉、豆乳等と記入する。製造する大豆加工品が複数の種類に及ぶ場合は、生産量が多い順に列記してください。
- 販売予定先大豆加工品製造業者名の欄に共同購買法人（複数の大豆加工品製造業者が組織する原料用大豆の共同購買事業を行う法人）を記載する場合は、必ず別紙様式第2号別添様式を添付してください。

大豆加工品製造向けの原料大豆共同購買実績(共同購買法人用)

登録申請者名：

(単位：トン)

		原料大豆共同購買数量		共同購買事業参加者数	共同購買大豆で製造する加工品の種類
		総共同購買数量	うち国産大豆		
共同購買実績	平成 年				
	令和 年				
	令和 年				
共同購買見込み	入札対象年 (令和 年)				
	上記の次の年 (令和 年)				

【記入上の注意】

- 1 申請した共同購買法人が、法人の共同購買事業として行う原料大豆の共同購買の実績及び見込みを記入してください。
- 2 共同購買実績の欄には、直近3か年の年次を記入したうえ、当該年次の共同購買実績を記入してください。なお、年次の取り方は暦年、決算年次のいずれでも差し支えありません。
- 3 原料大豆共同購買数量は、実績、見込みとも大まかな数値で差し支えありません。
- 4 共同購買事業参加者数の欄は、共同購買法人が行う原料大豆共同購買事業に参加する法人構成員の加工業者数を記入してください。
- 5 共同購買大豆で製造する加工品の種類の欄は、共同購買事業に参加した法人構成員の加工業者が、共同購買大豆を用いて製造する加工品の種類を、豆腐、油揚げ、凍り豆腐、納豆、煮豆、総菜、味噌、醤油、きな粉、豆乳等と記入してください。複数の種類に及ぶ大豆加工品を製造している場合は多い順に列記してください(加工品の種類や法人の構成員ごとの共同購買数量の内訳は不要です)。

共同購買法人の共同購買事業参加者に係るリスト（該当する場合のみ提出）

共同購買法人名：

No	共同購買事業参加者名	法人番号	所在地	大豆加工品の種類
1				
2				

【記入上の注意】

- 1 複数の大豆加工品製造業者が組織する原料用大豆の共同購買事業を行う法人（共同購買法人）が自ら買い手登録申請する場合、又は問屋等が別紙様式第2号－Bの落札大豆の販売予定先大豆加工品製造業者リスト（問屋等用）の販売予定先大豆加工品製造業者名の欄に共同購買法人を掲載する場合のみ提出してください。これに該当しない場合は提出不要です。
- 2 Noの欄は、算用数字で整理番号を記入してください。
- 3 共同購買事業参加者名の欄は、法人を構成する加工業者全員の名称ではなく、事前に播種前入札取引で調達する大豆に関する共同購買事業に参加する者を特定し、その名称のみを記入してください。
- 4 法人番号の欄は、国税庁から指定を受けた設立登記法人に係る法人番号（12桁の基礎番号及び1桁の検査用数字（チェックデジット）で構成される13桁の番号）を正確に記入してください。
- 5 所在地の欄は、共同購買事業参加者の所在地（都道府県及び市町村まで）を記入してください。大豆加工品の種類の欄は、共同購買事業参加者が製造している大豆加工品の種類を、豆腐、油揚げ、凍豆腐、納豆、煮豆、総菜、味噌、醤油、きな粉、豆乳等と記入してください。製造する大豆加工品が複数の種類に及ぶ場合は、生産量が多い順に列記してください。

別紙様式第3号（3－（1）－イ－②関係）

大豆播種前入札取引買い手登録者届出事項一覧表

届出事項	届出内容	備 考
登録申請者の名称		
事業所の名称 (1 法人・複数事業所登録を行う場合)		該当しない場合は記入不要
入札申込み時に入札票に記載する名称		申請者の正式名称のほか、略称、商号、屋号等でも差し支えない
国税庁から指定された法人番号		個人の資格で申請する場合は記入不要
郵便番号		
住所		
代表者(又は委任を受けた者)		1 法人・複数事業所登録を行う場合は、事業所の代表者
代表者役職(又は委任を受けた者の役職名)		同上
担当者		
担当者役職		
電話番号		
FAX番号		注を参照
メールアドレス	@	注を参照
サブアドレス(任意)	@	
備 考		

注:協会は、買い手登録者への入札関係資料の配付や種々の連絡・通知に際しては、連絡漏れがないよう原則としてFAX及びメールを用いて二重に行うこととしています。このため、ファックス番号の登録は必須とし、メールアドレスも、極力、登録してください。

入札保証金返還用振込口座届

登録申請者名										
登録番号(***-*)	□□□-□ (協会記入欄につき記入不要)									
口座名義(カタカナ) 注:右のマスを上段左から1字ずつ埋めて下さい。「^」、「°」、スペースも1マスとします。										
銀行コード(4ケタ数字)	□□□□									
銀行名(カタカナ)						・銀行・信用金庫 ・ (○印又は記入)				
銀行名(漢字等)										
支店コード(3ケタ数字)	□□□									
支店名(カナ)										
支店名(漢字等)										
預金種目(該当に○)	・普通・当座・貯蓄・その他()									
口座番号(7ケタ数字)	□□□□□□□									

【記入上の注意】

1. 口座名義(カタカナ)の欄は、通帳に記載されているとおり記入してください。通帳には漢字の表記しかない場合もありますが、銀行にカタカナの口座名義が登録されていますので、銀行に確認してください。
2. 入札保証金額の確認は、入札システムにおいて、記載されたカタカナ表記の口座名義と照合することにより行いますので、間違いのないよう十分ご注意ください。誤記載による間違いを避けるため、可能であれば、通帳の上記届出事項記載部分のコピーを添付してください。

公益財団法人日本特産農産物協会 理事長 雨宮 宏司 殿

買い手登録番号買い手名称
代表者役職・氏名



大豆の播種前入札取引に係る買受け申込み関係書類の提出について

貴協会の大豆の播種前入札取引に係る業務規程第13条第1項の規定に基づき、平成〇年産播種前入札取引に係る上場大豆について、下記のとおり落札大豆販売予定先加工業者から落札大豆買受け申込み関係書類を受領したので提出いたします。

記

1 落札大豆販売予定先加工業者名一覧

整理番号	買受け申込み関係資料の提出があった加工業者等の名称	備考
1		別添1

（整理番号の欄に算用数字で番号を付し、買受け申込み関係書類の提出があった落札大豆販売予定先加工業者名を列記してください。）

2 上記の加工業者から受領した大豆買受け申込み関係書類
別添のとおり。

（各落札大豆販売予定先加工業者から受領した買受け申込み関係書類の写しに上記1の整理番号に則して「別添1」等と記したうえ、この様式の添付書類として提出してください。買受け申込み関係書類は、別紙の案内を参考にして、登録時に提出した大豆販売予定先加工業者リストに掲載した加工業者等による作成・提出を依頼し、取りまとめてください。）

別紙

落札大豆販売予定先加工業者等が問屋等に提出する落札大豆買受け申込み関係書類の例
例1：一般の加工業者の場合

令和〇年〇月〇日

(問屋等の名称)

(問屋等の代表者役職・氏名) 様

(加工業者の名称)

(加工業者の代表者役職・氏名)



大豆の播種前入札取引に上場された大豆の買付委託について

当社は、公益財団法人日本特産農産物協会が実施する平成〇年産大豆の播種前入札取引に上場された下記の大豆を、大豆加工品製造の原料として入手したいので、当該大豆について入札申込みを行い買い付ける業務を貴社に委託します。

なお、当該業務を貴社に委託するに当たっては、公益財団法人日本特産農産物協会が定めた大豆の播種前入札取引に係る業務規程をはじめとする関係諸規定を遵守し、当該大豆が落札された場合は、播種前売買契約に売り手、買い手とともに買受け先の立場で参加するとともに、貴社から全量を買受け、大豆加工製品の原料として使用することを確約します。

おって、当該業務の委託に関するその他の条件は、別紙のとおりとします。

記

買付けを委託する産地品種銘柄等区分	買付け希望数量（口）	備考

【記入上の注意】

- 1 文書の差出人及び宛名は、実態に応じて適宜決定してください（必ずしも代表者である必要はありません）。
- 2 買付けを委託する産地品種銘柄等区分の欄には、協会が買い手登録者に提示した上場情報に従って、上場番号、上場者、産地名（該当する場合は地域名）及び品種銘柄名を正確に記入してください。
- 3 買付け希望数量の単位は、9.9トン（165俵（1袋60Kg）を1口とする口数単位で記入してください。
- 4 業務委託に関するその他の条件（入札価格、買付け手数料等）は別紙にまとめて記載してください。問屋等が協会にこの書類の写しを提出する際、この別紙部分の添付は不要です。

別紙

落札大豆販売予定先加工業者等が問屋等に提出する落札大豆買受け申込み関係書類の例
例 2：共同購買法人の場合

令和〇年〇月〇日

(問屋等の名称)

(問屋等の代表者役職・氏名) 様

(共同購買法人の名称)

(共同購買法人の代表者役職・氏名)

印

大豆の播種前入札取引に上場された大豆の買付委託について

当組合は、公益財団法人日本特産農産物協会が実施する平成〇年産大豆の播種前入札取引に上場された下記の大豆を、組合員有志による大豆加工品製造用原料の共同購買事業の一環として入手したいので、当該大豆について入札申込みを行い買い付ける業務を貴社に委託します。

なお、当該業務を貴社に委託するに当たっては、公益財団法人日本特産農産物協会が定めた大豆の播種前入札取引に係る業務規程をはじめとする関係諸規定を遵守し、当該大豆が落札された場合は、播種前売買契約に売り手、買い手とともに買受け先の立場で参加するとともに、貴社から全量を買受け、共同購買事業参加組合員に販売し、大豆加工製品の原料として使用させることを確約します。

おって、当該業務の委託に関するその他の条件は、別紙のとおりとします。

記

買付けを委託する産地品種銘柄等区分	買付け希望数量（口）	備考

【記入上の注意】

- 1 文書の差出人及び宛名は、実態に応じて適宜決定してください（必ずしも代表者である必要はありません）。
- 2 買付けを委託する産地品種銘柄等区分の欄には、協会が買い手登録者に提示した上場情報に従って、上場番号、上場者、産地名（該当する場合は地域名）及び品種銘柄名を正確に記入してください。
- 3 買付け希望数量の単位は、9.9トン（165俵（1袋60Kg）を1口とする口数単位で記入してください。
- 4 業務委託に関するその他の条件（入札価格、買付け手数料等）は別紙にまとめて記載してください。問屋等が協会にこの書類の写しを提出する際、この別紙部分の添付は不要です。